

## 文化芸術振興指針が対象とする文化芸術の範囲(案)

一般的に「文化」は、芸術と呼ばれるものから衣食住をはじめとした人間の生活様式に至るまで、その範囲はかなり幅広く捉えることができますが、本指針が対象とする範囲は、「文化芸術振興基本法」(平成13年12月施行)が対象としている文化芸術を基本とします。

### <文化芸術振興基本法が対象とする範囲>

- ① 芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
- ② メディア芸術(映画、漫画、アニメーション等)
- ③ 伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等)
- ④ 芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
- ⑤ 生活文化等(茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物等)
- ⑥ 文化財等(有形及び無形の文化財等)
- ⑦ 地域における文化芸術(伝統芸能・民俗芸能等) 等